

## 令和5年度寒河江市空き店舗等対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、商業等の振興及び活性化を図るため、寒河江市内の空き店舗及び空き家を活用して新たに本店、支店等を開設する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 寒河江市内において、商業等の事業活動を継続することが断念され、店舗、事務所等の営業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）物件をいう。ただし、寒河江市中心市街地活性化センター及び延床面積が500平方メートル以上の物件は除く。
- (2) 空き家 寒河江市内において、第8条に規定する申請時点で事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないものを除く。）であること。ただし、集合住宅（マンション、アパート等をいう。）を除く。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1及び第2に定める者で、空き店舗又は空き家を活用して新たに本店、支店

等を開業し、1年以上継続して営業することが見込まれるものとする。ただし、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 単に市内における事業所の移動と認められる者
- (2) フランチャイズ（親業者が加盟店に対し商号又は商標の使用とともに与える一定地域内での独占的販売権）により開業する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業（同法第2条第1項に該当する事業で、市長が適当と認めるものを除く。）又は性風俗関連特殊営業を開業する者
- (4) 寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している者
- (5) 空き店舗及び空き家の所有者と補助金の交付の申請をしようとする者との関係が別表第3に掲げる要件に該当する者
- (6) 市税等の滞納がある者
- (7) 過去に本補助金の交付を受けた者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 空き店舗活用型 空き店舗を活用した新規開業等を行う事業をいう。
- (2) 空き家活用型 空き家の一部を活用した新規開業等を行う事業をいう。  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第4に定めるとおりとする。

- 2 補助対象者が実施する補助事業について、国、県、公共団体、業界団体その他これらに準じる団体から補助金等の交付を受けた場合又は交付の決定を受け

ている場合は、その補助金等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、認定特定創業支援等事業による支援を受けている場合は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）以内の額とし、50万円を上限とする。

(補助回数)

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けられる回数は、別表第4の区分のいずれか1回を限度とする。

(補助金等交付申請書)

第8条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 会社等概要書（様式第3号）
- (4) 空き家又は空き店舗に関する賃貸借又は売買を証する書類
- (5) 改装費補助を適用する事業にあつては、見積書の写し
- (6) 個人の場合は、住民票、運転免許証その他住所を確認できるものの写し
- (7) 法人の場合は、定款又はこれに準ずるもの
- (8) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第4号）
- (9) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (10) 認定特定創業支援等事業による支援を受けている場合は、証明書の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の変更、中止及び廃止の条件)

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助事業の実施主体の変更
- (3) 補助対象経費の20パーセントを超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更等について市長の承認を受けようとするときは、令和5年度寒河江市空き店舗等対策支援事業補助金変更(中止、廃止)承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号。変更の場合に限る。)
- (2) 収支計画書(様式第2号。変更の場合に限る。)
- (3) その他事業の変更、中止及び廃止を説明するための書類

3 市長は、前項の規定による承認の申請を受けた場合は、その内容を審査の上、補助事業の変更、中止及び廃止の承認の可否を決定し、承認するときは、規則第8条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市空き店舗等対策支援事業補助金変更(中止、廃止)交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により補助事業の変更、中止及び廃止の承認をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業実績報告書)

第10条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の成果概要(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)

- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 改装費補助を適用する事業にあつては、工事施工の記録写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(帳簿等の保管)

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたもの）による。

小売業	産業分類大分類 I（卸売業、小売業） 中分類 56（各種商品小売業）、中分類 57（織物、衣服、身の回り品小売業）、中分類 58（飲食料品小売業）、中分類 59（機械器具小売業）、中分類 60（その他の小売業）に属するもの
飲食業	産業分類大分類 M（宿泊業、飲食サービス業） 中分類 76（飲食店。ただし、小分類 766 バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。）、中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属するもの
医療・福祉	産業分類大分類 P（医療・福祉） 中分類 83（医療業）、中分類 84（保健衛生）、中分類 85（社会保険・社会福祉・介護事業）に属するもの
教育・学習支援事業	産業分類大分類 O（教育、学習支援業） 中分類 81（学校教育）、中分類 82（その他の教育、学習支援業）に属するもの
サービス業	産業分類大分類 K（不動産業、物品賃貸業） 中分類 70（物品賃貸業）、産業分類大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 中分類 72（専門サービス業（他に分類されないもの））、中分類 73（広告業）、中分類 74（技術サービス業（他に分類されないもの））、産業分類大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） 中分類 78（洗濯・理容・美容・浴場業）、中分類 79（その他の生活関連サービス業）、中分類 80（娯楽業）、産業分類大分類 R（サービス業（他に分類されないもの）） 中分類 91（職業紹介・労働者派遣業）、中分類 92（その他の事業サービス業）、中分類 95（その他のサービス業）に属するもの
情報サービス業	産業分類大分類 G（情報通信業） 中分類 39（情報サービス業）、中分類 40（インターネット付随サービス業）に属するもの
研究開発事業	産業分類大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 中分類 71（学術・開発研究機関）に属するもの

別表第 2 (第 3 条関係)

区分	対象経費	対象区域	対象者
空き店舗活用型	家賃	中央、本町、丸内、幸町、南町、元町、若葉町	個人事業者 中小企業者 大企業者
	家賃	上記以外の区域	個人事業者 中小企業者
	改装費用	市内全域	個人事業者 中小企業者
空き家活用型	改装費用	市内全域	個人事業者 中小企業者

別表第3（第3条関係）

物件の所有者の区分	申請者の区分	対象範囲
法人	個人	1 申請者と空き店舗及び空き家を所有する法人の代表者が、同一人又は親族（配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族をいう。以下同じ。） 2 申請者と空き店舗及び空き家を所有する法人が雇用関係にある場合
	法人	1 申請者である法人の代表者と空き店舗及び空き家を所有する法人の代表者が、同一人又は親族 2 空き店舗及び空き家を所有する法人と申請者の代表者が雇用関係にある場合
個人	個人	1 申請者と空き店舗及び空き家の所有者が、同一人又は親族 2 申請者と空き店舗及び空き家の所有者が雇用関係にある場合
	法人	1 申請者である法人の代表者と空き店舗及び空き家の所有者が、同一人又は親族 2 申請者である法人の代表者と空き店舗及び空き家の所有者が雇用関係にある場合

別表第4（第7条関係）

区 分	補助対象経費	
空き店舗活用型	家賃	開業した日の翌月から令和6年3月末日までの店舗等の賃借料  (敷金、礼金等、家賃以外の経費を除く。)
	改装費	内装工事、外装工事、給排水・ガス設備工事、サイン工事、電気工事、美装工事
空き家活用型	改装費	内装工事、外装工事、給排水・ガス設備工事、サイン工事、電気工事、美装工事

※空き家活用型の場合は、店舗部分の改装に係る費用のみ補助対象となります。